Ⅲ．その他環境物品等の調達の推進に関する事項

（１）国立国会図書館に、環境物品等の調達を推進するための組織としてグリーン調達推進会議を設ける。

（２）調達方針は、図書館事務が固有の性質を有することから、国立国会図書館に対してのみ適用する。

（３）調達方針及び調達方針に基づく調達の実績の概要は、国立国会図書館ホームページ上において公表する。

（４）特定調達物品等以外の物品等についても、エコマークなどの各種環境ラベル等表示商品を調達するよう努める。

（５）調達実務担当者は、日頃から、環境物品等に関する知識のかん養を行い、他の職員に対しても、環境物品等の調達を推進する意識の啓発や実践的知識の普及を図る。

（６）調達方針に係る担当は、総務部会計課とする。